

回答のあった区市町村 13/62

(素案)に対する意見		(案)での対応状況	
1	P9 DMAT等医療チームの配分は、計画上あるのか。(被害想定から)	都は、都内全域の被害状況や全国から活動可能な医療チーム数などを踏まえて、東京DMATや都医療救護班などの医療チームを配分調整する。	—
2	P9 表の機関名に、都歯科衛生士会、歯科技工士会等の医療機関が抜けているのでは。(フェーズ区分で除いたのか)	東京都は、東京都歯科医師会に歯科医療救護班の派遣要請をするため、東京都歯科医師会のみ記載(第2章に、歯科衛生士・歯科技工士を含んだ図を掲載)	—
3	P12 「5(2) ただし、救急告示医療機関、透析医療機関、産科及び有床診療所は、原則として診療を継続する。」 →インフラの確保のための基盤整備(補助金等による緊急時のバックアップ態勢の整備等)はなされているのか	未耐震(一部未耐震を含む。)の建物を有する医療機関が行う、耐震診断、耐震補強等の工事に必要な経費を補助している。	—
4	P17 歯科医療救護所の用語の定義(P16、41は医療救護所と記載されているが、正しいか)	医療救護所に統一	P16
5	P17 「※原則として、東京DMAT以外の医療チームは現場活動を行いません」 →大田区の地域的特性上、東京DMAT以外の医療チームの活動が受入容易な立地条件にあると思う。	東京DMATは、東京消防庁が編成するDMAT連携隊と共に被災現場へ赴き、東京消防庁の指揮下、安全に救命処置等の医療救護活動に専念できる体制を確保している。 東京DMAT以外の医療チームは、このような体制を確保していないため、病院支援などの活動を行う。	—
6	P26 「東京DMATの活動が会場から概ね48時間以内」 →他県からのDMATの現場投入も考慮する必要があるのでは。	東京DMATは、災害発生直後から概ね48時間までの間、災害発生現場等において東京消防庁等と連携し、多数の傷病者に対してトリアージや救命処置等を行うチームである。 日本DMATも、災害発生直後の急性期(概ね48時間以内)に活動を開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた医療チームであるが、活動をする場所は異なる。	—
7	P28 P29 歯科医師における「トリアージの協力」とは、どこまでの範囲なのか。 →歯科医師がトリアージ(リーダー)となることも含むのか。あるいは、歯科に限定したものとして解釈してよいか?(P49第3節1参照)	区市町村の実情に応じて、歯科医師のトリアージへの協力体制や内容を決めることになるため、具体的な内容は、本ガイドラインには記載しない。	—

(素案)に対する意見		(案)での対応状況	
8	P43 急性期において、設備が簡素な緊急医療救護所で実施できる歯科救急医療は限定的であると想定される。一方で、歯科医療救護班は、発災直後に地域に参集して頂け、かつ医療を包括的に理解されている貴重な存在であることから、医療的情報管理等、医療救護所運営全般に対して応援する役割を要請すべきではないか。	「イ 地区歯科医師会」の記載に「医療救護所の設置、運営等に協力する」と追記	P50
9	P44 東京都歯科医師会の歯科医療救護班が110班編成されるとあるが、これは地区医師会の編成する救護班とは別に(地区歯科医師会会員診療所以外の歯科医師で)編成されるのか。地区医師会編成の救護班と重複しているとすれば、地区救護班は発災直後にはまず地元区市町村からの要請に優先的に応じて頂きたいので、都歯科医療救護班として、他自治体へ派遣されることは望ましくない。局地的な災害である場合の、都内の被害の少ない地域から発災地域への応援に限定していると考えてよいか。	P51「エ 東京都歯科医師会」記載のとおり東京都歯科医師会は、各地区歯科医師会の状況を把握し、被災地区以外の地区歯科医師会に対し、被災地への歯科医療救護班の編成について調整を行う。	—
10	P45 「応急歯科治療」の範囲、定義は →災害時のため、平時と同じような治療ではなく、あくまで応急的な医療とした場合、どのような対応(休日診療程度)とするのか、具体的に示していただきたい。(P.45)	災害の状況に応じて対応するため、本ガイドラインには記載しない。	—
11	P50 亜急性期以降には、避難所救護所等において口腔保健指導のニーズが増加すると考えられるため、他自治体・関係団体等へ歯科衛生士の応援を要請することが想定される。この際の要請先は、地域災害医療コーディネーターでよいか。医療対策拠点廃止後は東京都災害医療コーディネーターでよいか。	「オ 医療チームの派遣要請」として「亜急性期以降、医療対策拠点が閉鎖されるため、区市町村は、都に対して、必要に応じて医療チームの派遣を要請する」を追記	P40
12	(その他) すべての都保健所には歯科医師及び歯科衛生士が、すべての区市保健所(保健センター含む)には歯科衛生士が配置されているが、その役割について全く記載されていない。自治体に所属する貴重な歯科専門職であり、その活用について明記すべきではないか。 (都保健所と区市保健所で体制・役割が異なるのであれば別々に記載しても支障ないと考えます。)	歯科医療救護活動ガイドラインは、都や区市町村の災害時の歯科医療救護活動の方向性を示したものであるため、保健所の歯科医師、歯科衛生士に関する役割は記載していない。 区市の保健所・保健センターの歯科衛生士の役割については、区市の地域防災計画等に基づく活動マニュアル等で定めていくことになる。 なお、都保健所の歯科保健担当(歯科医師、歯科衛生士)については、災害時における保健所活動マニュアル(暫定版)において、初動期においては「被災者の健康情報の把握に努め、圏域の市町村の関係機関や局と調整を行い、適切な医療及び療養環境が提供されるよう努める。」と規定されている。	—
13	(その他) 歯科を持つ病院との連携について、具体的に検討していることがあるか。	歯学部付属病院や歯科大学等と都の連携については、今後の検討課題	—